

第 386 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 386 回三木市議会臨時会（令和 7 年 5 月 13 日開会）に提出予定の議案 3 件（専決処分の報告 3 件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第 1 号 専決処分について（三木市税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 軽自動車税関係

a 二輪車の車両区分の見直し

総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。

(イ) 固定資産税関係

地方税法を引用している規定について、項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 報告第 2 号 専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方税法を引用する規定について項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(3) 報告第 3 号 専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）（保険年金課）

ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円
介護納付金分	17万円	改正なし

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後
7割軽減	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	(改正なし)
5割軽減	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 30 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$
2割軽減	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 54 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 56 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

ウ 施行期日

令和7年4月1日